

埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 県は、市町村交通安全母の会相互の連帯を深め、それぞれの組織の活動の強化を図り、交通事故のない社会づくりに寄与するため、埼玉県交通安全母の会連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連合会の運営に係る事業とし、経費は当該事業に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に関する補助額は、知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は毎年度定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(添付書類の省略)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項を記載した書類は、連合会会則、市町村交通安全母の会会長名簿、連合会資料等とする。

(交付方法)

第6条 この補助金は、概算払いで交付する。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第8条 連合会は、前条の通知を受理した後、様式第3号の請求書を知

事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 連合会は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行状況について、当該要求にかかる事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、補助事業等の完了（補助事業等の廃止・事業年度完了の場合を含む。）後30日以内、又は会計年度終了の日のいずれか早い期日とし、その提出部数は1部とする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第12条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成8年6月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号

年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

所在地
名称
代表者氏名

下記により、年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規程により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助事業の目的

4 補助事業の計画

5 経費の配分

補助事業名	補助事業に要する経費	左のうち県費補助金	備考
	円	円	

6 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	備考
	円	円		
計				

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	備考
	円	円		
計				

7 補助事業完了予定年月日

年 月 日

様式第2号

年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県交通安全母の会連合会

会 長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払い

3 交付条件

(1) この補助金の支出については、申請書記載の事業内容及び経費の配分のとおりとする。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。

ただし、経費の配分において、補助事業に要する経費の20%以内の変更についてはこの限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 次の各号の一に該当するときは、すでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じ、又は交付すべき補助金の全部もしくは一部を交付しないことがある。

ア 事業の遂行が著しく不適當で目的達成の見込みがないと認められるとき。

イ 支出額が予算額に比し、著しく少ないと認められるとき。

様式第3号

年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金交付請求書

金 円也

埼玉県交通安全母の会連合会運営費

(交付決定通知 年 月 日付け 第 号)

上記のとおり請求します。

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

埼玉県知事

様式第4号

年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

埼玉県知事

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助事業が完了したので、補助金等の交
付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告しま
す。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助事業の成果

(1) 事業の目的

(2) 実施事業の内容

(3) 経費の配分

補助事業名	補助事業に要する経費	左のうち県費補助金	備考
	円	円	

4 収支決算書

(1) 収入の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増△減	備考
	円	円		
計				

(2) 支出の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増△減	備考
	円	円		
計				

5 補助事業実施期間

年 月 日から
年 月 日まで

様式第5号

年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度埼玉県交通安全母の会連合会運営費補助金については、補助金等の交付手続き等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

記

確定額 金 円